



日本組織内弁護士協会
www.in-house.jpn.org

●インハウスローヤー座談会

第8回 地方でのインハウスローヤーの増加へ向けて

2005年2月6日開催

<参加者>

梅田康宏 (NHK) : 司会

片岡祥子 (松下電器産業)

金藤力 (京セラ)

※ この座談会での各参加者の発言内容は、あくまで参加者の個人的見解であって、それぞれの参加者の所属する企業・組織の見解ではありません。所属する企業・組織の見解は、直接当該企業・組織の広報にお尋ねください。

梅田 : 今回の座談会は初の関西での開催です。東京以外での開催も今回が初めてということで、東京以外の地方でのインハウスローヤーの現状、地方でインハウスローヤーを増やしていくにはどうしたらよいかといった話題について議論したいと思います。大阪のような大都市を地方と呼ぶのはどうかとも思いますが、東京に全弁護士の半数が集まっていますので、東京とそれ以外という趣旨で、地方という表現を使わせて貰います。では、まず座談会初参加の金藤さんに、京セラに入ったいきさつなどについて簡単に話してもらいたいのですが。

金藤 : 元々大阪の法律事務所で勤務弁護士をしており、3年間経験を積ませて頂いて、より幅広い経験を積みたいという気持ちから企業に入ることを

考えました。京セラは正式に弁護士を募集していた訳ではなく単なる法務部員の募集でした。弁護士の業務とは別の経験を積みたいと思っていたことが動機だったのであまりこだわりがなく、大阪に近いところで希望に合うところを探しました。

梅田 : なるほど。確か片岡さんも同じような経緯で松下に入られたんですよね。

片岡 : 私の場合は、弁護士の募集の有無以前に法務部員の募集の有無についても知らないまま、松下電器に履歴書を送りつけて採用してもらいました。どうやら法務部員の募集はしてたみたいですが、私はそういう情報を持ってなかったんです。何でもやってみるものですね。

梅田 : そうでしたね (笑)。何にしても、そういう積極性というのはインハウスにとってとても大切だ

インハウスローヤー座談会
第8回 地方でのインハウスローヤーの増加に向けて

と思います。インハウスになる時からそれだけ積極的だったのですから、今でも内部でさぞ積極的に活躍されているんでしょう。ところで金藤さんは、京セラに入ると同時に京都弁護士会に登録変更したんですよね？当時京都弁護士会にはインハウスは一人もいなかったと思いますが、営業許可の取得に関して何か苦労はありませんでしたか。

金藤：登録自体はあまり苦労はありませんでしたが、面接などがあり、公益活動ができるか等、詳しく聞かれました。そのときは、公益活動は最低限するつもりでしたが、実際には思っていたより企業法務は多忙で、法律相談と委員会くらいで、国選や当番などの公益活動ができていません。京都弁護士会では今のところ何も注意などは受けていませんが、そのうち何かするように言われるかもしれません。そのときは会社の評判が落ちるといけませんので公益活動に出向きます、と会社には断っていますが、実際どこまで出来るかという不安はあります。

梅田：東京では、昨年から三会とも公益活動が会規によって義務化されています。公益活動の義務化そのものについては議論のあるところですが、地方の単位会のように、「事実上義務と考えられている」よりは、会員の義務の範囲が明文化されているのは良いことだと思います。もっとも三会ではらつきがあって、東弁が一番負担が軽くなっています。また、一弁はインハウスローヤーに対する特別な配慮規定があります。新規登録と同時にインハウスになったり、都外の単位会から登録替えしつつインハウスになったりするような場合には、こうした条件もふまえて単位会を選ぶことになるように思います。私は東弁に登録していますが、業務改革委員会に所属していますので、これだけで一応義務は果たしたことになります。NHKも委員会への出席については

片岡：今はもう登録制になったので問題は解消しま

したが、大阪弁護士会では営業許可を得るための要件が厳しくて苦勞しました。公益活動については、大阪弁護士会は比較的早くから公益活動を会規によって義務化していますが、東京三会のように、委員会活動の場合は年何回、年何時間とか細かく決められていませんし、不足分をお金で支払う制度も今のところないので、義務化の徹底度は高くないと言えます。松下電器は公益活動については理解してくれていますが、大阪弁護士会のインハウスに対する理解というのは、東京三会に比べるとまだまだです。敵視もしくは無関心という段階ですね。

梅田：松下電器ではインハウスローヤーとして片岡さんが入社して以降、急速にインハウス増やしていますよね。片岡さんの積極的な活躍に触発されたものだと思いますが、まさか、その後も募集もしていないのに片岡さんのような積極性のある弁護士たちが自分から売り込んできた訳ではありませんよね。松下電器ではインハウスを採用するためにこういった取り組みをしているのでしょうか。

片岡：東京三会のホームページに募集広告を出しています。それだけで結構ぼつぼつと応募があり、採用につながっています。

梅田：他には何もやっていないのですか？NHKは、募集の際に東京三会のホームページのほか、各種法律雑誌などに募集広告を掲載していますけど。

片岡：私が知らないだけかもしれませんが、募集広告は出してないと思います。少なくとも実際に採用につながっているのは東京三会のホームページを通じた応募です。

梅田：京セラはいかがでしょうか。インハウスの増員についてはどういった状況ですか。募集は行っていますか。

金藤：インハウスに限らず、経験のある人に入ってもらいたいと積極的に動いており、弁護士の方の応募もあるようですが、待遇の面などでなかなか

インハウスローヤー座談会
第8回 地方でのインハウスローヤーの増加へ向けて

実際に入社して頂くとなると難しいようです。

梅田：松下も京セラも、募集をするのであれば、是非我々インハウスローヤーズネットワークのホームページを利用して貰ってくださいよ。最近は、「企業の採用情報があまり掲載されていませんが、ほかに日本でインハウスの募集はないのでしょうか」といった問い合わせが来たりしています。

片岡：無料でもん、活用しなきゃ損ですよね(笑)。採用担当に相談してみます。

梅田：やはり良い人材を確保するためには採用の方法や時期等を工夫すべきと思いますが、その辺りについてはどうでしょうか。最近企業も経験者の通年採用を行ったりしていますが、採用時期などは決まっているのでしょうか。それから、特に地方での採用という点で特に工夫している点などはありますか。

片岡：松下電器の場合、キャリア採用については時期が決まっていませんので、会社の人員計画と求める人材に合致する人が現れれば随時採用が可能です。社内弁護士が大阪にひとり、東京にふたりいますので、応募があった場合にはまず会社訪問していただいて社内弁護士が対応し、二度目以降に採用担当者や法務部門の責任者に会っていただくようにしています。社内弁護士がまず対応することで、社内弁護士の業務内容や弁護士会との関係など応募してきた弁護士が知りたいことに的確に応えられるし、採用担当者や責任者の負担も減りますので、この採用システムはうまくいっていると思います。地方での採用という観点からの工夫は特にしていません。本当は大阪弁護士会のホームページに求人情報を出すことを検討すべきなのですが、大阪弁護士会では企業が求人情報を出した前例がないのでちょっとハードルが高いんです。大阪弁護士会とのネゴシエイトができていないのは私の怠慢でもありますが・・・まあ、東京で採用しても大阪への異動があり得ますし、そ

の逆もありますので、大阪での採用ということにこだわっても仕方ないというところもあります。

梅田：採用が通年というのは良いですね。NHKの場合、いまのところインハウスの募集も通常の定期採用のスキームで行っていますので、募集は秋のキャリア採用だけで年に1回です。これだと就職する側としては気づいたのが冬だったりすると翌年の秋まで待たなくてはなりませんからタイミングが重要になってしまいます。それに、そもそも修習生などは採用試験を受けること自体が難しいこととなります。実際私は二回試験の最中に答案を午前中に提出して午後から急いでNHKの面接を受けにいたりしていました。キャリア採用について時期が決まっていないというのは、弁護士に限らず、経験者の採用については全て通年採用という趣旨でしょうか。

片岡：そうです。松下の場合、キャリア採用は通年でやっています。キャリア採用が年に1回というのは非常に不便な気がしますが、それにしても二回試験の答案を午前中に出すというのはさすが梅田さんですね(笑)。答案を午前中に出せるような人じゃないと応募できないとするとそれだけでちょっとした選考過程になりそうな。

金藤：今のところ、京セラでは即戦力となり得る法務経験者を採用したいという気持ちが強く、修習生向けの活動は考えられていないようです。

梅田：NHKも従前は修習生からの採用を行っていましたが、今後は原則として経験者のみの採用になるかも知れません。逆に、もう少し弁護士が増えてきたら、修習生からと経験者とを双方バランス良く採用するということもあるのかも知れませんが、今後ロースクールの卒業生が始めますが、京都や大阪のロースクールを卒業して法曹資格を取得する人たちも多く出てきます。こうした人たちを特に関西の企業で積極的に採用していきたいといった動きなどは無いのでしょうか。それから、

インハウスローヤー座談会
第8回 地方でのインハウスローヤーの増加へ向けて

企業とロースクールの間でそういった点について
タイアップするような動きはありませんか。

片岡：今のところ地元のロースクールに限らずロースクール卒業生をどのように採用していくかということ自体、ほとんど検討されていないのが実情です。ただ、在阪のロースクールのエクスターンシップの受入はもうじき始まりますので、今後交流は深まってくるでしょうし、近い将来議論されることになるでしょうね。

金藤：ロースクールの卒業生にターゲットを絞っての動きは、今のところ聞いていません。ロースクール卒業生の実力が見えていない現状では様子見という感じです。

梅田：前回の座談会でも話しましたが、地方のロースクールは、卒業生がどの程度新司法試験に合格できるのかといった部分で東京のロースクールと勝負を続けたら不利な状況が出てくると思われま。いわゆる司法試験予備校の本校は東京に集中していますし、実際新司法試験は現在の司法試験と内容的にそう変わらないという話ですから。一方で、ロースクール自体が合格率を上げたいがために新司法試験対策教育に特化してしまっはロースクール制度の理念に反しますし、難しい立場に立たされるでしょう。やはり、ロースクールと、地元企業と、弁護士会と、地方行政とが地方の活性化という共通の目的の範囲で強力しあっていくことが、ロースクール制度の成功との関係で重要だと思いますが、こういったことを実現していくことは可能でしょうか。見通しについてどのように思われますか。

金藤：ロースクールのカリキュラムにもよるのではないのでしょうか。メーカーの場合、法務プロパーの知識というより社内での説明などの能力を含めた総合力が問われるのかな、という個人的な印象をもっていますので、そのあたりもロースクールに対する見方に影響しているように思います。

片岡：企業の法務部門を中心に考えると、現状では、ロースクールとはエクスターンシップを通じての交流はありますが、弁護士会とも地方行政ともほとんどつながりがないと思います。近年、弁護士会は、地元の中小企業団体との交流を始めているようですが、法務部門のない中小企業に対して「どんだん弁護士を活用してくださいよ」という啓蒙の意味を含んだ取組であって、弁護士会と企業の法務部門との交流というチャンネルはほとんどないのではないのでしょうか。両方に足を突っ込んでいる私から見れば、お互いに有用な情報を持っていると思いますので、今後はもっとつながりを持つべきだと思います。私たちインハウスはその橋渡しもしなければなりませんね。行政との関係も、東京の法務部門は立法への関与などかなりの量の渉外活動をしてますが、大阪にいますとそういう活動とは比較的縁遠くなります。

梅田：松下電器はエクスターンシップを受け入れているんですね。NHKもいくつかの大学からエクスターンシップの受け入れを頼まれましたがどこも断ってしまいました。まあ、うちに来て貰ってもあまり参考になるようなものは無いかも知れませんが（笑）。実際の所、企業秘密上躊躇する部分がありましたが、その辺りはどうなのでしょう。個人的には社会貢献という意味でも、NHKについて法律家の卵に理解して貰うという意味でも受け入れられるので有ればそれに越したことはないと思っています。

片岡：数年前から大学生のインターンの受入れをしており、企業秘密の点については、指導する業務を選ぶ、誓約書を出させる、などの工夫をしているようです。私も入社以来何人かのインターンの学生さんと接しましたが、一定期間近くで仕事したりお話ししたりすると、その人の力やキャラクターがよく分かるものですね。採用という観点からするとこういうのはいい制度だと思いました。

インハウスローヤー座談会
第8回 地方でのインハウスローヤーの増加に向けて

金藤：京セラ法務部でも、ここ何年か大学生のインターンはやっていますが、担当していた同僚は、やはり企業秘密のことを気にして、いろいろと苦労しているようでした。学生さん方には好評だったようですが、受け入れ態勢のノウハウを整えていかないといけないところがあるなあ、と思っています。

梅田：企業以外では、地方自治体自身がインハウスローヤーを採用するという方向性についてはどうでしょうか。これも今回のテーマである地方におけるインハウスローヤーの増加の1つの方策のように思います。例えば関西で言えば、京大や阪大、関関同立などのロースクールで関西の地域経済や行政上の特色に対応したカリキュラムを選択できるように整備し、卒業後仮に新司法試験に合格できなくても政策立案や法令解釈担当として自治体に就職する。翌年合格すればそのままインハウスローヤーとして自治体に残ればよいですし、仮に辞めて地元の事務所に就職してもその土地の行政に詳しい弁護士ができる訳ですから自治体にとっても地域にとってもメリットがあるように思います。同じように、地元の企業が受け皿となることも可能ではないでしょうか。

金藤：この点についてはよく知らないので申し訳ないのですが、地方自治体の行政サービスの充実、それとコンプライアンス重視の流れの中から、インハウスローヤーを増やすことはあり得ると思います。対して、地元企業については私の知る限り、大阪や京都では法務向けに人員を入れるというような発想はあまりないと思います。法務部がある企業自体少ないです。

片岡：大阪府下の地方自治体が実施している法律相談は、大阪弁護士会がまず一手に引き受けて、弁護士会が会員の弁護士に割り当てる体制をとっていると理解しています。東京はそのようにはなっていないですよ。また、弁護士が大阪市の助役

に抜擢されたこともニュースになりました。今後はさらに一歩進んでロースクールの卒業生や弁護士資格を持った者が地方自治体に就職するという道が出てきそうですね。処遇の点で難しい問題がありそうですが、処遇を問題とせずに経験をつみたいという若手が出てくれば、受け皿はあるのではないですか。ロースクール・地元企業・弁護士会・地方行政という4つの団体を考えると、弁護士会は残りの3つを法曹養成や職域拡大などの点で大いに活用すべきだと思いますので、弁護士会が扇の要になって、地方でも優秀な弁護士が育ち、かつ根付いていく環境を作っていく取組をすべきではないでしょうか。

梅田：私もそれについては全く同感です。やはり各地域の弁護士会が、それぞれの地域でのリーガルサービスの発展のためにもっとリーダーシップを発揮していかなくてはなりません。これまでの弁護士会はどちらかというと「弁護士が社会に対してどういった貢献ができるか」という視点はあっても、「企業と共同してどういった活動ができるか」「自治体と共同してどういった活動ができるか」といった、企業や自治体を地域貢献のパートナーとして見る視点に欠けていたように思います。どうも、地方というテーマから広がってきましたね。今回はこの辺りで終わりたいと思います。

###